

# 質問書

件名：地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院で使用する電気の調達

No	質問内容
1	<p>単価の記載について 内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。</p>
2	<p>内訳書の記載方法 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <p>① 基本料金＝契約電力×単価×力率(小数点3位以下切り捨て) ② 電力量料金＝使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て) ③ 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)＝使用電力量料金×単価(小数点3位以下切り捨て) ④ 再エネ賦課金＝使用電力量×単価(円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合  ⑤ 月合計＝【①、②および③の料金の合計(円未満切り捨て)】+④</p> <p>税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額＝⑤×100/110(円未満切上) ※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきます。</p>
3	<p>内訳書の封入方法 入札書と同封する際、割印の他に留め方や箇所の指定はございますでしょうか。</p>
4	<p>入札書について 入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。</p>
5	<p>再入札について 弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。</p>
6	<p>契約内容について 現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等</p>
7	<p>契約内容について 本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。</p>
8	<p>契約電力の変更 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。  (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。  (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)  (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>
9	<p>違約金について 協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか</p>

10	<p>燃料費調整に関して 請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。</p>
11	<p>燃料費調整に関して 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>
12	<p>燃料費調整に関して 燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>
13	<p>燃料費調整に関して 一般送配電が定めているのは「最終保障約款」のみとなっており、「最終保障約款」は通常、何らかの理由で小売電気事業者と契約できない需要家が契約をするものになります。 燃料費調整額も最終保障約款のほうが割高になることから弊社としてはみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の標準供給条件(電気標準約款)の燃調費調整制度に準じたいのですが問題ございませんでしょうか。 上記対応が不可能な場合は入札への参加が出来かねる場合がございます。</p>
14	<p>請求書について 弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p>
15	<p>請求書について 支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替</p>
16	<p>請求書について 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客様にはお客様専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)</p>
17	<p>支払方法について お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。</p>
18	<p>支払方法について 【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。</p>
19	<p>契約書について 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>
20	<p>契約書について 契約書の取り交わし(双方押印・原本到着)期日はございますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができるかねる場合は提出日の延長について協議いただけます。契約締結日は指定いただけます。)</p>
21	<p>契約書について 契約書(案)を交付いただけますか。弊社では上記の理由により、契約書の取り交わしに一定のお時間を頂戴する予定のため、事前に契約書案をいただけます。</p>
22	<p>託送料金の変更について 基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更について協議させていただけますでしょうか。</p>

番号	回 答
1	入力された数字がすべて確認できるように小数点以下の表示を増やしてください。
2	端数処理は行わず、 少数点以下の数字をすべて表示させてください。なお、入札金額算定書の合計 税抜き欄には切り上げの計算式が入力してあります。
3	特に指定はありません。
4	入札日の日付を記入してください。
5	入札説明書3(8)イ 別に定める日時に入札を行うため不要です。
6	現在供給会社：丸紅新電力株式会社様 契約種別：高圧電力
7	契約の予定はありません。
8	変更の予定はありません。
9	承知しました。
10	問題ありません。
11	問題ありません。
12	可能です。
13	問題ありません。
14	承知しました。
15	承知しました。
16	問題ありません。
17	確定ではありませんが銀行振込で支払予定です。
18	必要ありません。
19	可能です。落札者と協議し契約書を作成いたします。
20	設けております。提出日の延長については可能です。
21	可能です。
22	単価契約のため、基本的には変更は認めません。ただし、契約締結の時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により物価の変動を生じ、そのため契約単価が著しく不適当であると認められる場合、一般配達業者が値上げをした場合、料金改定があった場合など契約単価変更の協議をすることは可能です。